

農業委員会 だより



美しい呉の農地を守り育てましょう！

- 新しい農業委員，農地利用最適化推進員が
決まりました
呉市農業委員会の委員（19名）
呉市農地利用最適化推進委員（20名）
- 農業委員会の役割
- 呉市の農業関係の助成制度
- 農地の貸し借りの制度（農地中間管理事業）

- ◆農業者年金に加入しましょう
- ◆全国農業新聞を購読しましょう
（問い合わせは事務局まで）



呉市農業委員会

平成28年4月1日施行された改正農業委員会法により、呉市では平成29年8月から新しい農業委員会の体制になりました。

① 呉市農業委員会の委員 (19名, 任期: 平成29年8月1日～平成32年7月31日)

 生田 (苗代) 政行 委員 (会長職務代理者)	 横段 (阿賀) 登 委員	 池田 (郷原) 勝憲 委員	 倉本 (広) 寛 委員	 水場 (倉橋) 守信 委員
 向井 (音戸) 幸弘 委員 (会長職務代理者)	 林 (倉橋) 武彦 委員	 亀山 (安浦) 博司 委員	 今井 (安浦) 満 委員	 上田 (安浦) 勝則 委員
 長迫 (下蒲刈) 秀 委員	 本末 (豊) 満 委員	 灰原 (豊浜) 松一 委員	 大道 (豊) 正孝 委員	 秋光 (豊) 貴志 委員
 土井 (豊) 光弘 委員 (会長職務代理者)	 西田 (東広島) 小百合 委員	 石田 (阿賀) 尚則 委員	 北村 (川尻) 正次 委員 (会長)	

※議席順

② 呉市農地利用最適化推進委員 (20名, 任期: 平成29年8月10日～平成32年7月31日)

担当地区 第1地区 旧呉市	 荒新 (郷原) 幹雄 委員	 荒谷 (枋原) 博司 委員	 柏木 (苗代) 健二 委員	 惣城 (郷原) 博文 委員	 横田 (警固屋) 正教 委員
第2地区 音戸 倉橋	 加川 (音戸) 節夫 委員	 小尻 (音戸) 博行 委員	 高本 (倉橋) 光之 委員	 立花 (倉橋) 達也 委員	 水場 (倉橋) 光輝 委員
第3地区 川尻 安浦	 荒木 (安浦) 俊一 委員	 岡本 (安浦) 正昭 委員	 高橋 (安浦) 靖之 委員	 中川 (安浦) 義則 委員	 平本 (川尻) 真人 委員
第4地区 下蒲刈 蒲刈 豊浜 豊	 菊本 (豊浜) 勝之 委員	 高畑 (蒲刈) 保久 委員	 重森 (蒲刈) 紀生 委員	 棕開地 (豊) 省一 委員	 渡邊 (下蒲刈) 哲宏 委員

※担当地区50音順

③ 農業委員会の役割（農業委員、農地利用最適化推進委員）

農業委員会の重要な業務として、農地等の利用の最適化の推進が位置づけられました。

農地等の利用の最適化の推進とは
右記の①②③により農地等の利用の
効率化・高度化を促進すること。

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

	農業委員	農地利用最適化推進委員
定数	19人（全市域）	20人（市内4地区で各5人）
任命	市長が議会の同意を得て任命	農業委員会が委嘱
任期	3年 平成29年8月1日～平成32年7月31日	委嘱の日から農業委員の任期満了日まで 平成29年8月10日～平成32年7月31日
役割	総会に出席し、委員会としての意思決定を行う ・農地等の利用の最適化推進の指針の策定・変更 ・農地の権利移動・転用の許可などの法定業務 ・農業施策等に関し提出する意見の決定 ・農地パトロール等遊休農地解消のための活動	担当区域で、現場活動を行う ・指針の策定等に意見を述べる ・指針に従い現場活動を行う ・提出する意見へ意見を述べる ・農地パトロール等遊休農地解消のための活動

◎ 平成29年度呉市の農業関係の助成制度

新規就農者総合支援事業

問い合わせ：農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

新規就農定着 支援奨励金

呉市内で営農開始して5年以内の方に、就農初期に必要な設備・機械整備・農地取得等に要する経費を助成。100万円以内（新規就農者は経費の全額、後継者は経費の2分の1）。

実践農業技術 研修奨励金

新規就農者の就農前研修にかかる経費を助成。
呉市内認定農業者の研修受入先に一人あたり96万円を助成。

農業次世代人材 投資資金 (経営開始型)

新規就農者が軌道に乗るまでの間、経営安定のため助成。経営開始1年目150万円、2年目以降は前年所得により変動します（最長5年間）。
次の条件をすべて満たすこと。

- 独立・就農時の年齢が45歳未満であること。
- 農地の所有権又は利用権を有していること。
- 主要な機械・施設を所有又は借りていること。
- 就農後の当給付金以外の所得が350万円未満であること。
- 青年等就農計画を作成できていること。

この他にも条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

担い手農家への農地集積支援

問い合わせ：農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

農地利用集積 促進事業

担い手への農地の利用集積を進め安定的な農業経営を推進するため、農地の借り手に助成します。
認定農業者等が新規で5年以上の借地をした場合

- 優良農地10アールあたり 25,000円
- 遊休農地10アールあたり 40,000円

有害鳥獣対策事業

問い合わせ：農林水産課 農林保全グループ ☎25-3338

防護柵等資材 購入助成事業

有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、防護柵等の設置または、既に設置してある防護柵等の補修や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部を助成します。

- 助成金額は事業対象資材の購入費の1/3以内で、1年度6万円以内です。

防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合、必要な資材をお貸しします。耕作農地30アール以上、延長200メートル以上などの条件がありますのでお問い合わせください。

捕獲報奨金

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

- イノシシ・シカ捕獲報償金 1頭 4,000円
- イノシシ・シカ埋設報償金 1頭 5,000円（狩猟による捕獲を除く）

狩猟免許取得助成

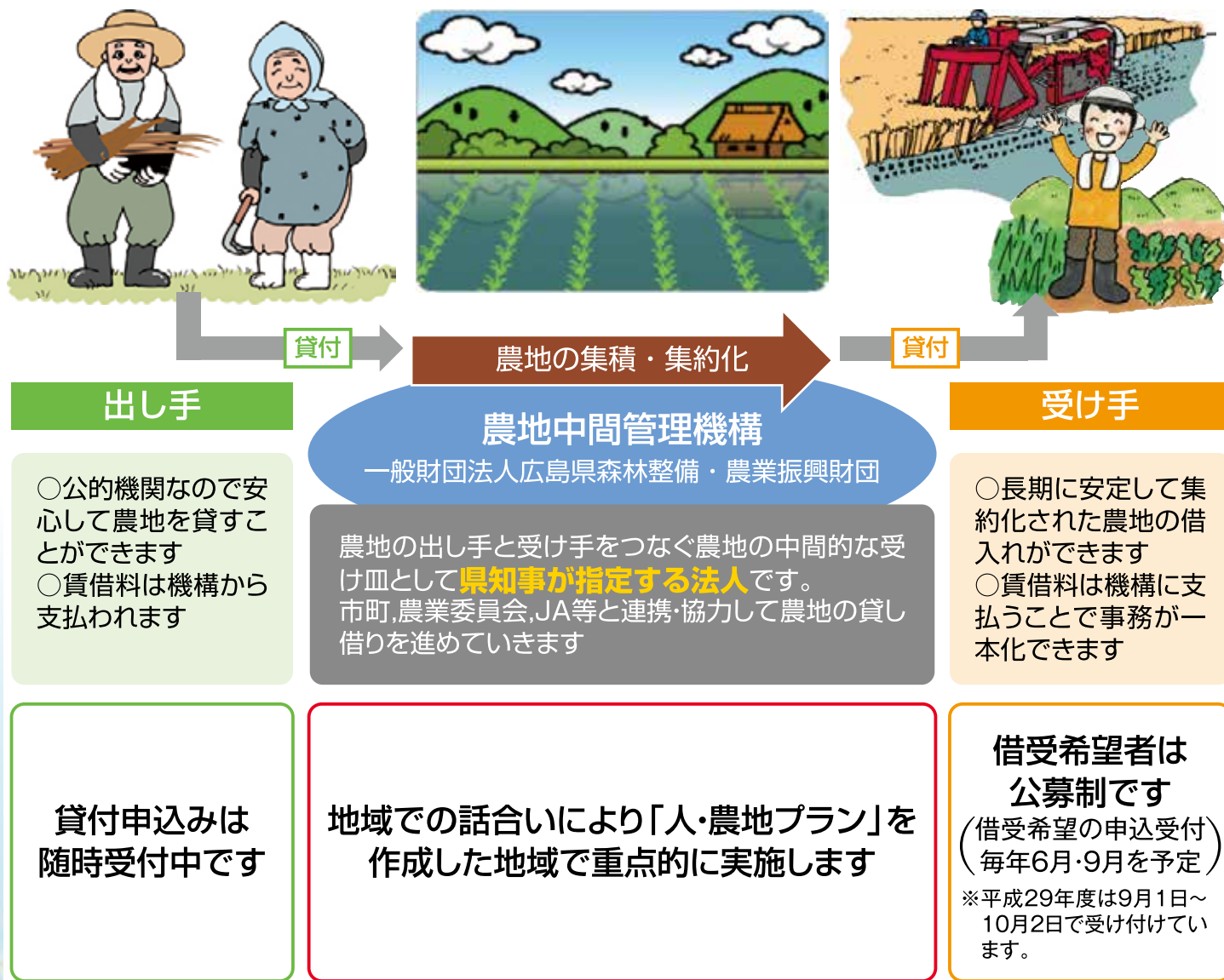
有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得した場合に、その費用の一部を助成します。

農地を貸したり，借りたりするには 次の手続きが必要です。

- ① 農地法第3条の規定による農業委員会の許可 ▶ **対象：市内全域の農地**
② 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権の設定 ▶ **対象：農業振興地域内の農地**
※ 平成26年度から利用権設定の制度を利用した「農地中間管理事業」が始まっています。

農地中間管理事業を活用してみませんか？

農地中間管理事業とは，平成26年度から始まった農地の新しい貸し借りのしくみです。



上記に関する
問い合わせ

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
(一財) 広島県森林整備・農業振興財団
(農地中間管理機構 事業推進課)
☎082-541-6192 (直通)・FAX082-541-5177